

## 募集します！

### 平成30年4月採用 葛巻町の職員

町では、平成30年度に採用する職員の採用試験を次のとおり行います。

#### ◆職種と採用予定人数

- ①初級事務…若干名
- ②初級建築…1名
- ③保育士…2名
- ④薬剤師…1名
- ⑤臨床検査技師…1名
- ⑥放射線技師…1名
- ⑦看護師…3名

#### ◆受験資格

- ①初級事務②初級建築…昭和62年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人
- ③保育士…昭和62年4月2日以降に生まれた人で、保育士の免許を取得した人または採用までの間に取得する見込みの人
- ④薬剤師⑤臨床検査技師⑥放射線技師⑦看護師…昭和57年4月2日以降に生まれた人で、該当する免許を取得した人または採用までの間に取得する見込みの人

#### ◆受験手続き

職員採用試験申込書を役場2階の政策秘書課で交付します。なお、町のホームページ (<http://www.town.kuzumaki.iwate.jp>) からダウンロードできますので、ご利用ください。

#### ◆受付締め切り

8月15日(火) 午後5時15分まで  
※郵送の場合は、8月15日(火)必着。

#### ◆一次試験

日時 9月17日(日)  
受付 午前9時から9時30分まで  
試験開始 午前10時  
会場 岩手大学  
教育学部総合教育研究棟

☎政策秘書課 ☎66-2111内線213

## 8月14日(月)から8月16日(水)まで ごみの収集を休みます

お盆中のごみの収集をお休みします。ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

休む日	内容	地区
8月14日(月)	燃えるごみ	四日市～田代
	古紙類	五葉窪～元木、吉ヶ沢、土谷川、上外川、塚森
8月15日(火)	燃えるごみ	五葉窪～元木、吉ヶ沢、土谷川、上外川、塚森
	資源ごみ	四日市～田代
8月16日(水)	燃えるごみ	野中～大平橋、平船～冬部、毛頭沢、根地戸
	古紙類	四日市～田代

☎農林環境エネルギー課 (☎内線143) まで

## 8月28日(月)から9月15日(金)まで くずまき斎苑を休止します

8月28日(月)から9月15日(金)の間、くずまき斎苑(火葬場)の大規模改修工事を行います。

工事期間中は、火葬炉の運転を停止しますので、火葬ができなくなります。

くずまき斎苑の休止中は、近隣町村(岩手町、九戸村、一戸町など)の火葬場の使用をお願いします。なお、工事期間中に町外の火葬場を使用した際費用増額分については、町が負担しますので、町内で火葬した場合と同額でご使用いただけます。



詳しくは、J Aライフセレモ (☎67-1101) または農林環境エネルギー課 (☎66-2111内線144) へお問い合わせください。

## 太陽光パネルや小型風車(小型風力発電)設置は慎重に検討してから

設置依頼が増えています  
太陽光パネル&小型風車

小型風力発電事業者が、自宅を訪問して太陽光パネルや小型風車の設置について依頼するケースが増えています。

役場には「土地を貸してほしい、売ってほしいと言われ、どうしたら良いか分からない」といった相談や小型風車などに関する問い合わせが寄せられています。

設置後の管理は自己責任  
慎重に検討しましょう！

太陽光パネルや小型風車を設置した後の管理やトラブル対応などについては、業者や土地所有者の自己責任になります。導入の際には、慎重に検討を重ねましょう。

許可が必要な場合も!?  
事前に確認しましょう

施設を設置する場合は、農地や林地開発として許可が必要になるなど法律で規制されていることがあるため、事前に確認しましょう。

参考にしてください  
小型風車導入手引書

一般社団法人日本小型風力発電協会が発行する「小型風車導入手引書」には、導入する際に気を付ける点などが紹介されていますので、参考にしてください。

(トラブルの一例)

小型風車導入時

・小型風車音に対する近隣からの苦情

・風車の破損事故の発生による苦情

太陽光発電施設

・パネルに反射した光が家の中に入ってくるなどの苦情

不明な点については、農林環境エネルギー課(☎内線144)まで、お気軽にお問い合わせください。



## 8月23日(水)に調査します 町内全域を農地パトロール

農業委員会では8月23日(水)に、町内全域を対象に農地利用状況調査(農地パトロール)を実施します。

この調査は、農地法に基づき年に一度、遊休農地(1年以上耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地)や遊休化のおそれのある農地を把握し、農地の有効利用の促進や違反転用の防止などを目的に行うものです。

パトロールの際に、農業委員が農地へ立ち入る場合がありますので、所有者の皆さまのご理解とご協力をお願いします。



昨年の農地パトロールの様子

パトロールによって確認した遊休農地は「再生困難」か「再生可能」かを判断し、仕分けられます。

#### 1. 農地が再生困難と判断された場合

農業委員会総会の議決により「非農地判断」をし、所有者などに通知。農地から除害されます。

#### 2. 農地が再生可能と判断された場合

利用意向調査を行い、農地の貸し付けや耕作の再開などへの利用につなげます。

##### 2-1. 再生可能な遊休農地を放置した場合

農地中間管理機構(岩手県農業公社)への貸し付けについて協議するよう勧告されます。この勧告を受けた遊休農地は、固定資産税の課税特例を受けられなくなります。

##### 2-2. 再生可能な遊休農地を農地中間管理機構へ貸し付けした場合

所有する農地のすべて(10アール未満の自作地は除く)を年末までに農地中間管理機構へ10年以上の期間で新たに貸し付けると農地に対する課税標準額が2分の1に軽減されます。

##### 【軽減措置を受けられる期間】

- ・10年以上15年未満 3年間
- ・15年以上 5年間

農業生産の基盤である農地は、地域における貴重な資源です。適正かつ効率的に利用しましょう！